## （設置）

第1条 宝塚市制 70 周年記念事業基本方針に基づき，宝塚市制 70 周年記念事業 （以下「記念事業」という。）を着実に実施するため，宝塚市都市経営会議設置規程（平成 15 年訓令第 26 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき，宝塚市制 70 周年記念事業企画委員会（以下「企画委員会」という。）を設置する。 （所掌事務）
第2条 企画委員会は，次の各号に掲げる事務を所掌する。
（1）記念事業に係る実施案の企画及び調整に関すること。
（2）前号に掲げるもののほか，委員長が必要と認める事項に関すること。
（組織）
第3条 企画委員会は，別表に掲げる職にある者をもつて組織する。
2 企画委員会に，委員長及び副委員長を置く。
3 委員長は企画経営部長の職にある者を，副委員長は政策室長の職にある者をも
って充てる。
（委員長及び副委員長の職務）
第 4 条 委員長は，企画委員会を代表し，会務を総理する。
2 副委員長は，委員長を補佐し，委員長が欠け，又は委員長に事故のあるときは， その職務を代理する。
（会議）
第5条 企画委員会の会議は，必要に応じて委員長が招集する。
2 委員長は，企画委員会の会議の議長となる。
（意見又は説明の聴取）
第6条 委員長は，特に必要があると認めるときは，委員以外の者を会議に出席さ せ，説明を求め，又は意見を聴取することができる。
（庶務）
第7条 企画委員会の庶務は，企画政策課で行う。
（補則）
第8条 この要綱に定めるもののほか，企画委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が定める。

附 則
（施行期日）
1 この要綱は，令和 5 年（2023年）5月9日から施行する。
（この要綱の失効）
2 この要綱は，令和 6 年（2024年）3月31日に限り，その効力を失う。

別表（第3条関係）

| 部局•職名 |  | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: |
| 市長部局 | 企画経営部長 | 委員長 |
|  | 政策室長 | 副委員長 |
|  | きずなづくり室長 |  |
|  | 行政管理室長 |  |
|  | 建設室長 |  |
|  | 建築住宅室長 |  |
|  | 安心ネットワーク推進室長 |  |
|  | 子ども家庭室長 |  |
|  | 環境室長 |  |
|  | 産業振興室長 |  |
|  | 宝のまち創造室長 |  |
| 消防本部 | 消防保安室長 |  |
| 議会事務局 | 議会事務局次長 |  |
| 教育委員会 | 管理室長 |  |
|  | 学校教育室長 |  |
|  | 生涯学習室長 |  |
| 上下水道局 | 経営管理部長 |  |
| 市立病院経営統括部 | 経営統括部次長 |  |

宝塚市制70周年記念事業スケジュール（予定）


